

中小企業倒産防止共済制度の見直しの検討に関する論点について

平成 2 8 年 3 月

中小企業庁

1.(1)中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)制度の概要

中小企業倒産防止共済制度の概要

中小企業倒産防止共済法（昭和52年法律第84号）に基づき、昭和53年4月に創設された共済制度で、取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となり、自らの連鎖倒産等の事態を防止するための貸付制度。共済制度運営は、（独）中小企業基盤整備機構で実施している。（申込み窓口は、業務委託により、商工会・商工会議所、中央会、金融機関で受付。）

共済契約者は、予め掛金を積み立て（月額5千円～20万円、掛金積立限度額800万円）、取引先企業が倒産等により売掛金債権が回収困難となった場合に、この回収困難額と積み立てた掛金の10倍のいずれか少ない額を上限に、無担保・無保証人で共済金の貸付けが受けられる。

また、掛金が損金（法人）または必要経費（個人事業）に算入出来るなど税制上のメリットがあるほか、臨時に資金を必要と事態が生じた場合、掛金の範囲内で貸付を受けることが可能。

各種条件

- 加入資格：中小企業者（個人事業主又は会社）
- 掛金月額：5千円～20万円（5千円単位）
- 掛金限度額：800万円
- 貸付限度額：8,000万円
- 貸付条件：無担保、無保証人、無利子（但し、貸付額の1／10の掛金からの控除有り）、いわゆる返済可能性等の金融審査なし
- 共済事由：取引先の倒産等
 - （①破産手続、再生手続、更正手続開始、特別清算開始の申し立て（法的倒産）、②手形取引に係る銀行取引停止処分、③弁護士、司法書士が介在する私的整理、④災害による不渡り等（東日本大震災により講じた措置））
- 貸付期間：5年～7年（貸付額に応じ設定）
- 早期償還手当金制度：貸付けを受けた共済金を繰上償還した場合に支給する手当金

1.(2)中小企業倒産防止共済加入者の概要

○在籍者数：約40万社（平成27年12月末時点）

○企業規模：（従業員別）	（売上高別）	（属性別）
5人以下：49.3%	5千万円以下：29.5%	法人：88.9%
20人以下：35.4%	1億円以下：20.2%	個人：11.1%
50人以下：11.0%	3億円以下：28.4%	
	5億円以下：8.7%	

○業種：製造業、卸・小売業、建設業が大宗。（71.6%）（平成27年12月末時点）

○在籍年数：平均在籍年数は、10.5年（平成27年12月末時点）

○平均掛金月額：7.2万円

○平均累積掛金：2.7百万円

○平均貸付金額：1,045万円

1.(3)中小企業倒産防止共済制度の沿革

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、昭和53年（1978年）4月1日に発足以降、数次にわたり制度内容等の改正を実施。

沿革	施行日／主な改正内容
中小企業倒産防止共済法 施行 (昭和52年12月5日 法律第84号)	昭和53年4月1日 ・制度発足
昭和55年度改正 (昭和55年6月10日 法律第81号)	昭和55年6月10日 ・掛金月額の高限度の引上げ（2万円から5万円） ・掛金総額の高限度の引上げ（120万円から210万円） ・共済金の貸付限度額の引上げ（1,200万円から2,100万円） ・掛金総額の高限度額までの積立期間の短縮（60ヶ月から42ヶ月） ・完済手当金制度の創設 ・解約手当金支給率の改善
昭和60年度改正 (昭和60年5月1日 法律第29号)	昭和60年5月1日 ・掛金月額の高限度の引上げ（5万円から8万円） ・掛金総額の高限度の引上げ（210万円から320万円） ・掛金の掛止めまでの積立期間の短縮（42ヶ月から40ヶ月） 昭和60年10月1日 ・共済金の貸付限度額の引上げ（2,100万円から3,200万円） ただし、複数回にわたって貸付けを受ける場合の一契約者の貸付残高は、3,200万円を超えないこととする。 ・一時貸付金制度の創設

平成22年度改正 (平成22年4月21日 法律第25号)	平成22年7月1日 ・共済事由の拡大（私的整理の一部） 平成23年10月1日 ・共済金の貸付限度額の引上げ（3,200万円から8,000万円） ・掛金総額の高限度の引上げ（320万円から800万円） ・掛金月額の高限度の引上げ（8万円から20万円） ・償還期間上限の延長（5年から10年（貸付額に応じて設定）） ・貸付額に応じた償還期間の設定（5年から7年（貸付額に応じて設定）） ・早期償還手当金の創設 ・申込金の廃止
平成23年度改正	平成23年4月8日 ・共済事由の追加（災害による不渡り） 平成23年4月22日 ・共済事由の追加（特定非常災害による支払不能）

1.(4)財務状況

- 前回の法律改正以降、加入者の増加や掛金の増額により、貸借対照表の規模が拡大。平成26年度決算における基金経理資産額は、1兆794億円。
- 損益についても、実質黒字（12.8億円）となっている。

貸 借 対 照 表

平成27年3月31日現在

損 益 計 算 書

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

(単位:百万円)

(単位:百万円)

資産の部		負債及び資本の部		費用の部		収益の部	
科目	26年度末 金 額	科目	26年度末 金 額	科目	金額	科目	金額
流動資産	497,318	流動負債	65,838	経常費用	216,260	経常収益	216,886
現金・預金	237,963	短期借入金	0	経営環境対応事業[共済]	216,260	共済事業掛金等収入	214,262
代理店勘定	20,152	未払金	3,975	解約手当金	46,117	資産運用収入	2,242
事業貸付金	78,795	未払費用	0	前納減額金	3,049	貸付金利息	260
有価証券	170,000	前受金	61,001	早期償還手当金	4	雑収入	123
未収収益	516	預り金	381	雑費用	338	倒産防止共済基金戻	0
未収入金	0	前受収益	145	貸倒引当金繰入	0		
前払金	0	仮受金	336	倒産防止共済基金繰入	166,579		
その他の流動資産	26			業務等経理繰入	172		
貸倒引当金(△)	△ 10,135			貸倒損失	0		
固定資産	582,034	固定負債	954,213	臨時損失	1,284	臨時利益	658
投資その他の資産	582,034	倒産防止共済基金	954,213	完済手当金準備基金繰入	1,284	貸倒引当金戻入益	652
投資有価証券	582,034					完済手当金準備基金	0
破産更生債権等	17,292	特別法上の引当金等	59,301			償却債権取立益	6
長期性預金	0	完済手当金準備基金	59,301				
貸倒引当金 (△)	△ 17,292						
		(負債合計)	1,079,352				
		剰余金	0				
		利益剰余金	0				
		積立金	0				
		当期利益金	0				
		(資本合計)	0				
資産合計	1,079,352	負債・資本合計	1,079,352	合計	217,544	合計	217,544

2. 共済制度の見直しの検討の主な事項

(1) 基本的事項

- ①共済金の貸付限度額、掛金納付制限額、掛金月額について
- ②共済事由について
- ③共済貸付金の10分の1の権利消滅について
- ④共済貸付金の償還期間について
- ⑤一時貸付金について
- ⑥早期償還手当金について

(2) 運用上の問題、その他

- ①外国企業の倒産に関する対応
- ②その他

2.(1) ① 共済金の貸付限度額、掛金納付制限額、掛金月額について～基本的な考え方～

【現行の制度】

共済金の貸付限度額： 8,000万円

掛金納付制限額： 800万円

掛金月額： 5千円～20万円

※前回改正（平成22年度）では、共済金の貸付限度額（3,200万円）、掛金納付制限額（320万円）、掛金月額（8万円）をそれぞれ増額。

【基本的な考え方】

・共済金の貸付限度額

共済金の貸付限度額は、取引先企業の倒産の影響を受けて倒産する等の事態をその貸付を受けることにより、中小企業者の大部分（9割程度）が避けることができると見込まれる資金の額等を勘案して定めている（法第9条第3項）

・掛金納付制限額

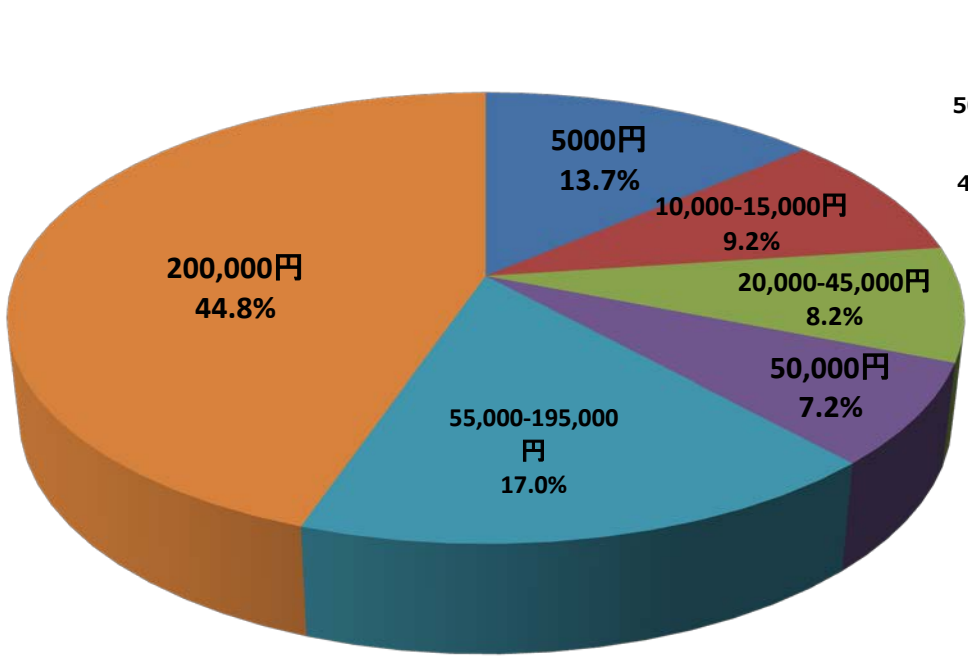
掛金納付制限額は、共済金の貸付限度額の1/10と規定（法第11条第4項、第14条第3項）。

・掛金月額

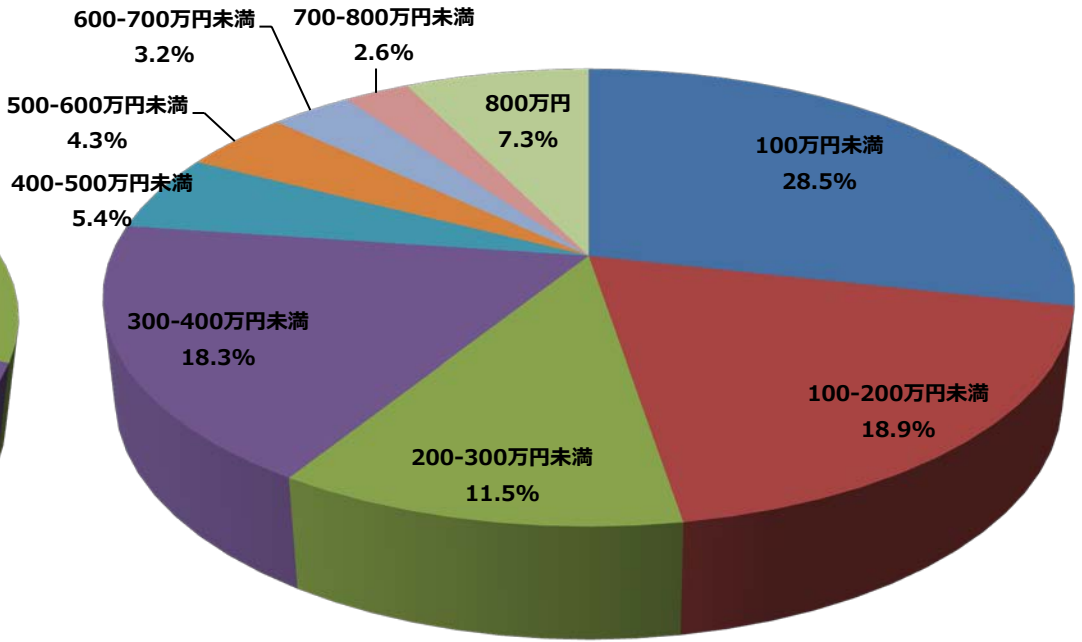
掛金月額は、掛金納付制限額の1/40以下と規定（法第4条第2項）。加入者の月々の支払い負担が過剰にならない範囲で合理的な期間のうちに必要な積立てができるよう設定。

2. (1)①共済金の貸付限度額、掛金納付制限額、掛金月額について～加入者の掛金月額、累積掛金～

- 平成23年の改正法施行以降、掛金月額は20万円を納付する加入者が増加。平成26年度においては、加入割合の半数近くに上る。
- 累積掛金については、400万円未満の加入者が大半を占めている。



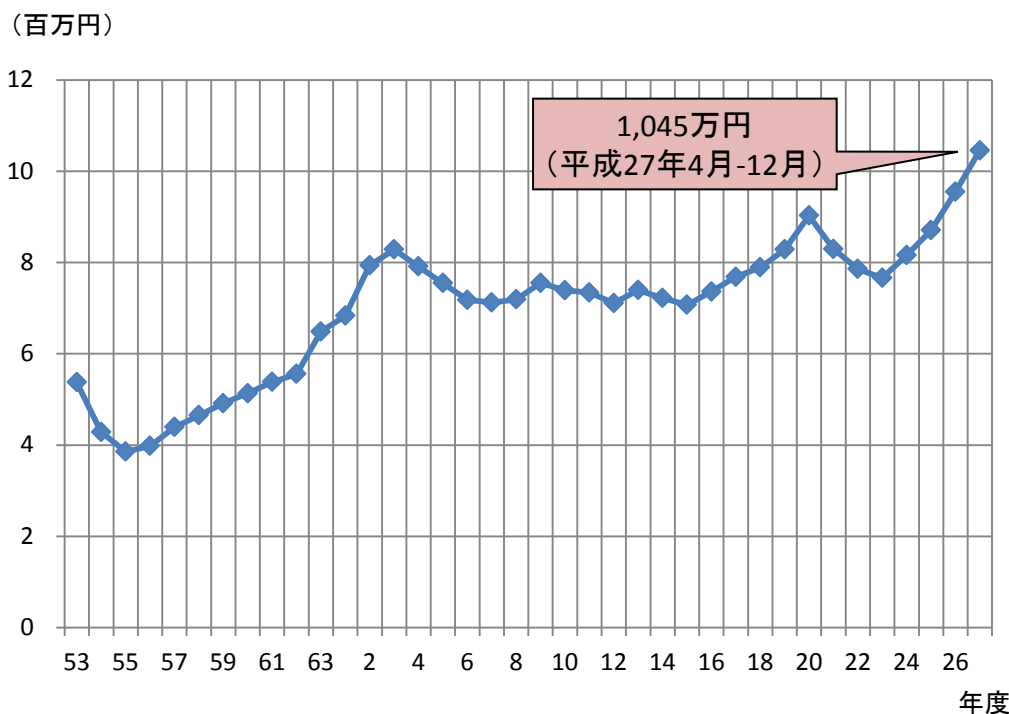
掛金月額 (平成26年度)



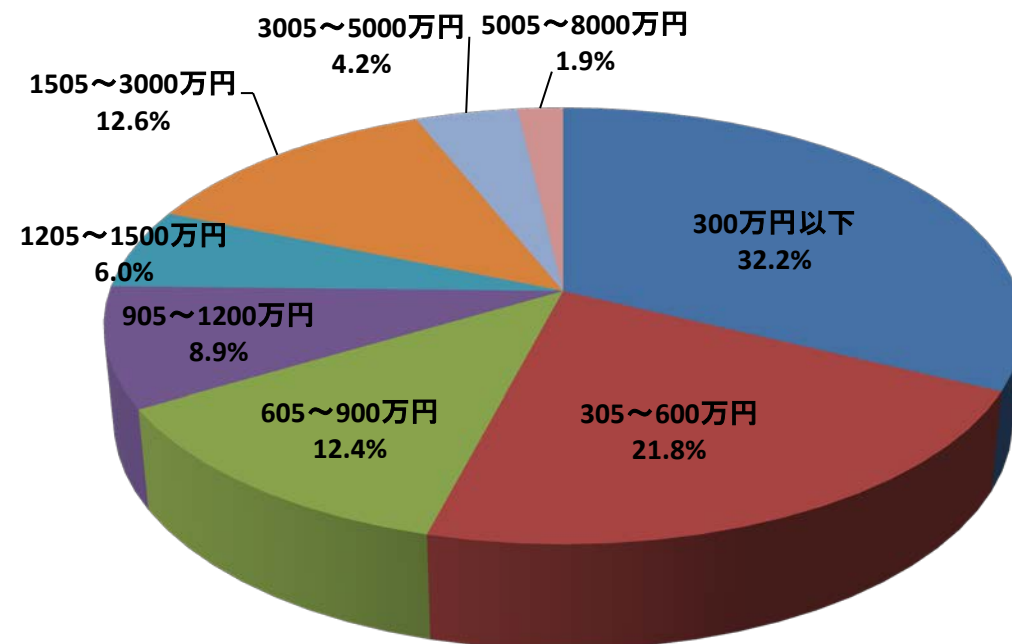
累積掛金
(平成27年12月末時点)

2.(1)①共済金の貸付限度額、掛金納付制限額、掛金月額について～共済金の貸付額～

- 直近の平均貸付額は、1,045万円。
- 1,000万以下の貸付けが大宗を占める。



平均貸付額の推移



貸付額の分布 (平成26年度)

<主な意見>

- ・企業規模にもよるが、8,000万円あれば普通の中小企業であれば十分。
- ・現状のままでよい。これ以上貸付額を増額すると返済が出来なくなる可能性あり、増額しない方がよいのではないか。

<一部の意見>

- ・景気が悪くなったときのことを考えると、掛金を増額したいというニーズはあると考えるが、税の恩恵があることが前提。税制上の優遇措置が受けられなければ、掛金総額及び貸付限度額の引き上げが行われても、事業者の反応は薄いと思われる。また、物価上昇等も踏まえ、月額掛金の検証を行うべき。
- ・建設及び工事関係業界の中で、多くの従業員を抱える企業の一部から、「限度額の拡大、例えば、従業員10名以上の事業者については、例えば、掛金総額1千万円、貸付限度額を1億円までの枠拡大を検討して頂きたい。
- ・限度額を1億円程度に拡大することにより、比較的規模の大きい中小企業の加入が促進されるのではないか。
- ・東日本大震災後の復興特需後、オリンピック後の倒産増加懸念といった理由から増額が必要か。
- ・1社に取引が依存している中小企業があるので、積立金の10倍貸付では足りないのではないか。

論点

・前回の改正法施行以降、掛金月額については月額掛金の上限である20万円を納付する加入者が増加し、共済金の貸付額についても徐々に増加傾向であるが、市場環境の変化等を勘案し、共済金の貸付限度額、掛金納付制限額、掛金月額を変更する必要があるか。仮に、共済金の貸付限度額、掛金納付制限額、掛金月額を増額する場合は、加入者のニーズを満たす反面、共済金の貸付額の増加や、貸倒れの増加等、共済財政を悪化させるリスクを伴うが、この点をどう考えるか。

2.(1)② 共済事由について～基本的な考え方～

【現行の制度】

取引先企業に次のいずれかの事態（倒産）が生じ、売掛金債権等の回収が困難となる場合を共済事由とし、共済金を貸し付けることとしている。（法第2条第2項）

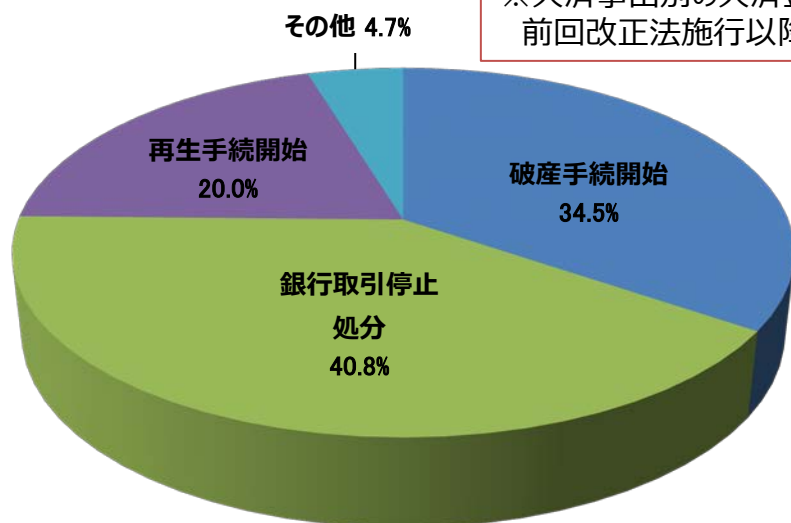
- ・破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立て
- ・手形交換所に参加する金融機関で取引停止処分を受けた場合
- ・弁護士、司法書士が介在する私的整理等

※前回改正（平成22年度）では、弁護士、司法書士が介在する私的整理を共済事由に追加

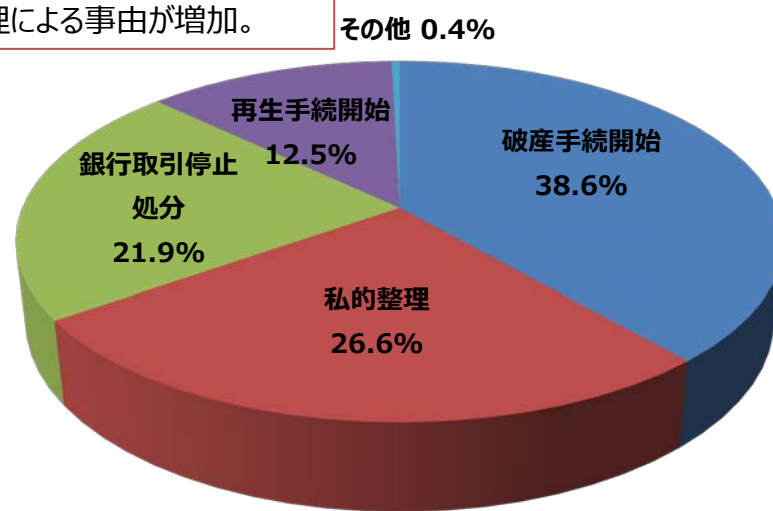
【これまでの基本的な考え方】

共済事由については、その共済事由の発生や発生時期を客観的、形式的に判断し、公正な運用が実施できるよう留意。

※共済事由別の共済金の貸付状況
前回改正法施行以降、私的整理による事由が増加。



平成21年度



平成26年度

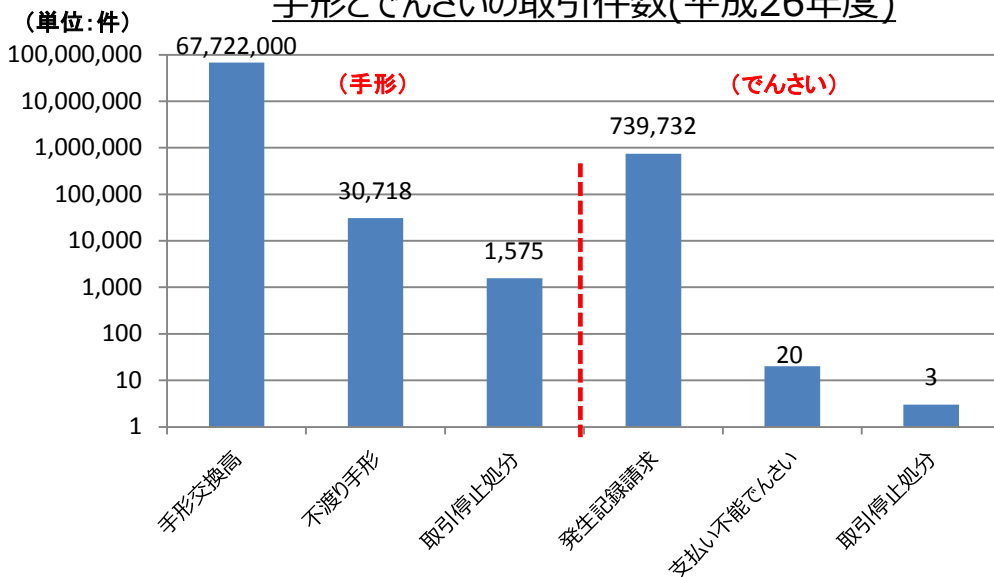
2.(1)② 共済事由について～電子記録債権（でんさい）について

- 電子記録債権法は、中小企業など事業者の資金調達の円滑化を図るため、平成20年12月1日（平成19年法律第102号）に施行された。
- これらを踏まえ、手形や振込に代わる新たな決済手段として、株式会社全銀電子債権ネットワーク(※)による「でんさいネット」の運用が平成25年2月から開始されている。(※（一社）全国銀行協会の電子債権記録機関)

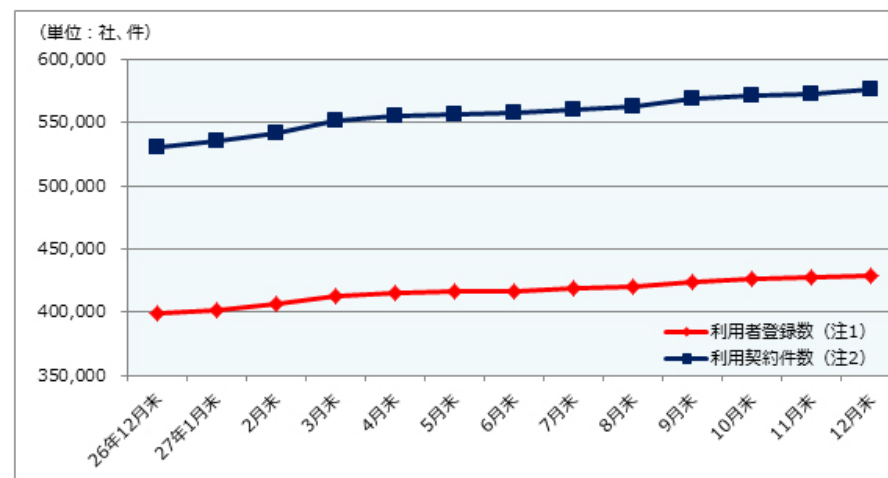
手形との比較

手 形	でんさい
○記録事項 金額、受取人名、振出人の署名等、必要最低限の記載事項	○記録事項 記録できる事項を基本的なものに限定し、定型化
○債務者の単独行為による振出 手形券面の作成等は、債務者が単独で実施	○債務者の単独行為による発生 債務者単独の手続による発生が基本
○裏書の担保的機能 裏書人は、原則として遡求義務を負う	○譲渡人の信用補完 譲渡時には、原則として譲渡人の保証がセットされる仕組み
○取引停止処分制度 6か月に2回の不渡で銀行取引停止処分	○支払不能処分制度 手形の取引停止処分と類似の制度を整備

手形とでんさいの取引件数(平成26年度)



でんさいネット利用者登録数の推移



(注1)「利用者登録数」は、同一のご利用者様が複数の利用契約を締結している場合に、同一のご利用者様の単位で名寄せを行った結果の数(各月末時点の累計)。

(注2)「利用契約件数」は、利用契約件数の総数(各月末時点の累計)。

出典: (一社)全国銀行協会HP、株式会社全銀電子債権ネットワークHP

関係者の意見

<主な意見>

- ・平成22年度改正で私的整理を追加したことは評価に値し、現行の倒産事由で十分である。
- ・電子記録債権については、中小企業者への利用が進んでおらず、どちらでも構わない。

<一部の意見>

- ・一定期間(3ヶ月程度)の支払い遅延に対しても、倒産事由として追加しても良いのではないか。これらを追加することにより、加入促進が図られるのではないか。
- ・電子記録債権の支払不能処分については、銀行取引停止処分と同様の効果をもたらすので、利用実績如何に関わらず、追加すべき。
- ・夜逃げ等、所在が不明の債務者に係る事案について、何らかの救済は出来ないのか。共済事由に追加できれば良い。

論点

- ・電子記録債権により支払不能となる件数は少ないが、銀行取引停止処分と同様に取り扱い、共済事由に追加する必要があるか。
- ・一定期間(例えば3ヶ月)の履行遅滞について、共済事由に追加するニーズ・必要性をどう考えるか。共済貸付の増加とともに貸倒れリスクも増大する可能性があるが、この点をどう考えるか。
- ・新たな共済事由の追加については、共済事由の発生やその時期を客観的、形式的に判断し、公正な運用を行うことが可能かどうか吟味することが必要ではないか。

2.(1)③ 共済貸付金の10分の1の権利消滅について

【現行の制度】

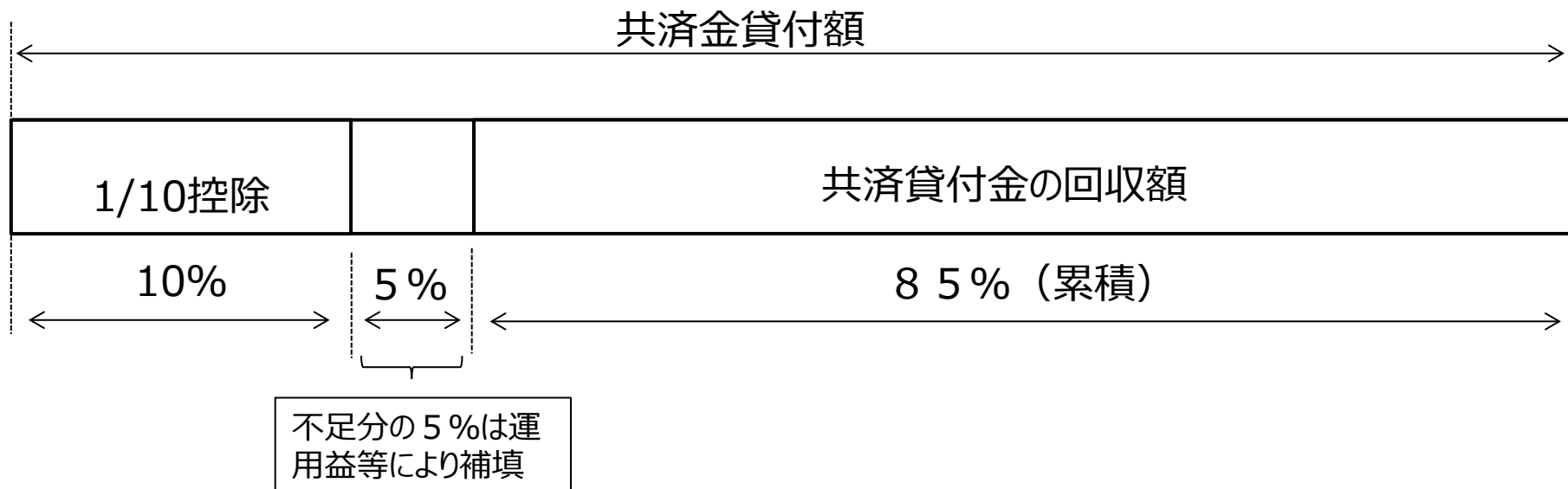
共済金の貸付を受けた場合、共済貸付額の10分の1に相当する掛金の権利が消滅(法第11条第4項)。

【これまでの基本的な考え方】

・与信審査を行わず、無担保・無保証人で簡易・迅速に資金を貸し付けるとい本共済制度の特徴を維持するためには、貸倒れ等の一定のコストを見込むこと必要であることに留意。

※収支構造について

約定返済予定額に対する累積返済額の割合は約85%。共済貸付金の回収と1/10の控除で不足する資金については、貸し付けていない資金の運用利息等を補填することにより、収支が成り立っている。



関係者の意見

<主な意見>

- ・現行制度で特に問題はない。10分の1を緩和すると、共済財政が厳しくなるのではないか。

<一部の意見>

- ・10分の1の権利消滅について、借入利息だと考えると、高いのではないか。借入金の年数によって権利の消滅割合が変わっても良いのではないか。
- ・権利が消滅するとしても、繰上返済をした月数を案分し、復活するようになると、使い勝手が良くなる。

論点

- ・収支の構造を踏まえ、加入者の負担軽減を図る方法はあるか。
- ・仮に、控除割合を低減させる場合は、収支をどのように成り立たせるか。
※直近では貸倒れの減少により、回収率は上昇傾向（92%（平成26年度））であるものの、累積回収率は85%にとどまっている。今後の経済状況等も含めて、加入者負担を軽減した場合に共済財政が成り立ちうるか。

2.(1)④ 共済貸付金の償還期間、据置期間に関する検討

【現行の制度】

○共済貸付金：償還期間

5,000万円未満 : 5年（据置期間6ヶ月含む）

5,000万円以上～6,000万円未満 : 6年（据置期間6ヶ月含む）

6,000万円以上～8,000万円以下 : 7年（据置期間6ヶ月含む）

※前回改正（平成22年度）では、6年及び7年の償還期間を追加。

【これまでの基本的な考え方】

- ・償還期間については、加入者である中小企業者にとって月々の返済負担が過大にならないよう配慮。
- ・据置期間については、売掛金回収困難となった中小企業の経済的困窮に配慮。
- ・共済制度の安定的な運営を維持する観点から確実な返済を確保しなければならないことに留意。

関係者の意見

<主な意見>

- ・償還期間は、現行の5～7年で十分である。
- ・据置期間については、現行の6ヶ月よりも延長(例えば1年程度)することが望ましい。

<一部の意見>

- ・政府系金融機関の制度融資が8年(据置3年)を踏まえると、もう少し延ばしても良いのではないか。
- ・例えばリーマンショックのような大きな外部環境の変化があった場合、環境が戻るには2～3年は要するので、外部環境の変化に柔軟に対応すべき。
- ・返済期間を延ばすと、月々の返済額も減るので、加入者は助かるのではないか。
- ・据置期間を1年に延長し、6ヶ月と1年の選択で選べるように出来ないか。
- ・据置期間だけを延長しても、月々の返済額が苦しくなるので、償還期間の延長とセットにならないければ意味がないのではないか。

論点

- ・償還期間を延長すれば、加入者の月々の返済負担が軽減される一方で、貸倒れのリスクが高まり、共済財政に悪影響を及ぼす可能性があるのではないか。
- ・要望のあった据置期間の延長については、償還期間を延長しない場合、加入者の月々の返済額が増加する。他方、据置期間に合わせて償還期間も延長した場合、上記と同様の貸倒れリスクが増加する。この両者のバランスをどのように図っていくべきか。
- ・例えば、償還期間を延ばさない前提で据置期間を6ヶ月延長することについて、当該据置期間の延長による共済財政への影響も検証しつつ、必要性を検討してはどうか。

2.(1)⑤ 一時貸付金について～基本的な考え方～

【現行の制度】

貸付限度額：下表参照

貸付利率：0.9%

償還期間：1年(一括償還)

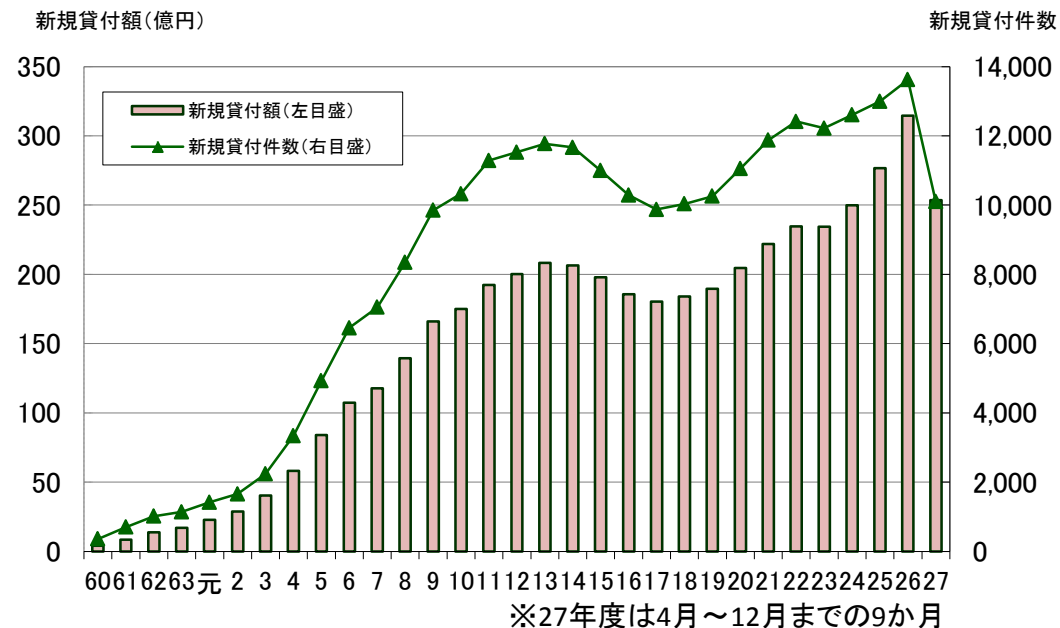
【これまでの基本的な考え方】

臨時に資金を要する加入者に対し、一定の限度額の範囲内で低利で融資する制度として創設。
(法第10条の2)

貸付限度額

掛金納付月数	一時貸付金の貸付限度額
12 ～ 23 か月	掛金総額×75%×95%
24 ～ 29 か月	掛金総額×80%×95%
30 ～ 35 か月	掛金総額×85%×95%
36 ～ 39 か月	掛金総額×90%×95%
40 か月以上	掛金総額×95%×95%
掛金総額が800 万円の場合	760 万円 (800 万円×100%×95%)

貸付実績



関係者の意見

<主な意見>

- ・現状のままで特に問題はない。
- ・一時貸付については、つなぎ資金の位置付けで借りている企業が多く、従来通りの運用で特に問題ない。

<一部の意見>

- ・現行の1年の運用を仮に2年に延長することになれば、分割返済を選択できるようにして頂きたい。
- ・貸付限度額も解約手当金の95%、貸付利率も低利であり活用しやすい制度である。貸付期間の延長や返済方法に均等分割等が加わると、他の金融機関から資金手当も併用しやすくなり利用者も増加するのではないか。
- ・一時貸付金の金利（0.9%）は、地銀、信金に比べると低く、地銀、信金の貸付に影響を与えている可能性がある。

論点

- ・一時貸付金は共済貸付を補う形で広く活用され、実績も順調に伸びているが、市中の金利動向、地銀、信金の貸付への影響の有無等も踏まえ、金利や貸付期間の見直しについてどう考えるか。

2.(1)⑥ 早期償還手当金について～基本的な考え方～

【現行の制度】

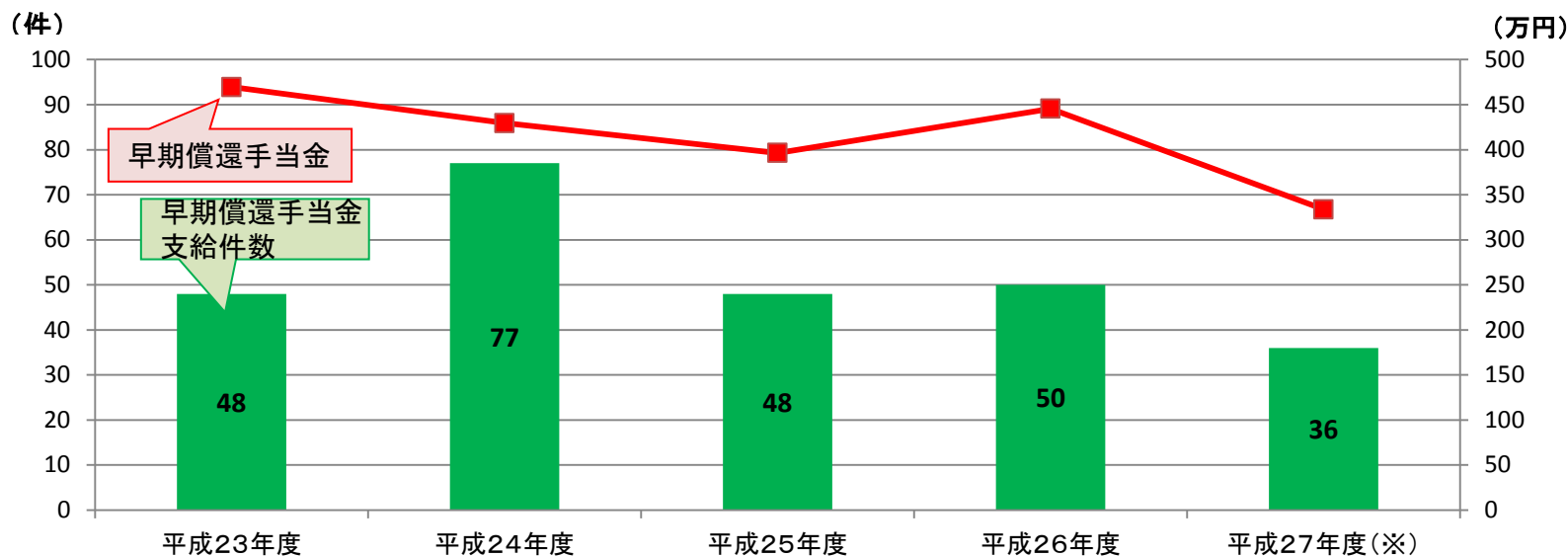
- ・貸付けを受けた共済金を当初の約定償還期限より12ヶ月以上早期に完済した場合、繰上期間に応じた早期償還手当金を支給。

※前回改正（平成22年度）に、新たに制度を創設。

【これまでの基本的な考え方】

- ・繰上返済者が、期日一杯まで共済金を利用した者と同等程度のメリットを受けられるよう、共済金の償還を前倒した期間に応じ、早期に償還した金額を運用すると仮定した場合に得られる運用益相当額を支給するよう設計。

早期償還手当金制度の利用状況について



※平成27年度は、4月～12月までの9か月

出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構

関係者の意見

<主な意見>

- ・現状のままで良い。

<一部の意見>

- ・現在は、約定償還期間より1 2ヶ月以上の繰上返済した場合と限定されているが、1 2ヶ月に関わらず、運用できないか。

論点

- ・ 制度創設以降徐々に利用率が増加してきており、利便性の向上のため、現状1 2ヶ月以上の繰上償還の条件を緩和すべきか（他方で、繰上償還の期間が短期となる場合は、手当金が少額となる）。
- ・ 機構には、手当金支払事務の煩雑化などのコストが発生する可能性があり、費用対効果についてどのように考えるか。

2.(2)① 運用上の課題～外国企業の倒産に対する対応～

【現行の制度】

- 外国法に基づく法的倒産(当該倒産が日本における破産、更生手続等の申立がされた場合と同様の効果を持つものであること)、金融取引停止(当該処分が日本における金融取引停止処分と同様の効果を持つものであること)の事態が生じたことについて、当該国における司法機関又は手形交換所(社会的に手形交換所としての実態を持つものを含む。)が証明した書類を加入者から提出された場合は、共済金の貸付対象としている。

関係者の意見

<主な意見>

- 中小企業・小規模事業者が外国企業との直接取引を行っているケースが少ないので、運用を見直す必要は乏しい。リスクを回避するために、前払いやL C(信用状取引)を取引をしているのが実態。

<一部の意見>

- 中小企業・小規模事業者の今後の海外展開を踏まえると、加入者が売掛金を有する外国企業の倒産事実の立証負担を軽減しても良いのではないか。
- 輸出取引信用保険においては、海外の倒産事情を把握するのが難しいので、海外の再保険会社に調査を依頼して実施している。

論点

- 中小企業・小規模事業者の海外展開が進めば、潜在的なニーズはあると思われる。運用の困難性が増大するとともに結果として共済金の貸付の増加や貸倒れの増加等のリスクは伴うが、加入者の立証負担の軽減をすることについてどう考えるか。

2.(2)② その他～関係者の意見～

- 企業と話をしていると、共済の存在を知らない場合が多い。税理士経由で加入しているケースも多いと聞くので、このような企業と接点のあるところも含め加入の促進を図るべき。
- 倒産の危険があるので、倒産防止共済制度に加入しているのではないかと誤認されることがある。
- 解約手当金は、掛金の納付月数が40ヶ月以上にならないと100%が戻ってこないのは厳しすぎる。例えば、2年程度に短縮できないか。
- 銀行が貸付をしてくれる健全な企業の場合は、銀行借入の方が金利の面から得なので、共済貸付を受けるメリットがないのではないか。
- 法改正が必要であるが、中小企業・小規模事業者の加入者のトップが突然、亡くなった場合、会社の屋台骨が揺らぎ、金融機関の貸付けも渋る結果となることから、共済金が貸し付けられるようになれば大変魅力的な商品となる。
- 法の目的を超えることになるが、災害時の貸付制度を創設してはどうか。